
欧州連合（EU）のウクライナ支援の諸様相 —EUのウクライナに対する政治的支援を中心に—

日本大学危機管理学部 准教授 大八木 時広

- I はじめに
- II EU・ウクライナ連合理事会による政治的支援
- III EU・ウクライナ的首脳会談および特別欧州理事会における対ウクライナ政治的支援
- IV EUとウクライナの間の共同の安全保障コミットメント
- V EUによるウクライナに対する政治的支援に関する考察
- VI おわりに

I はじめに

(1) 問題の所在

本稿の執筆終了段階（2024年9月）において、2022年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は終結しておらず、欧米からの装備提供を受けたウクライナはロシア軍に対して激しい反撃を行っている¹。2024年8月に至ってウクライナ軍は限定的とはいえロシア領への進撃を始めている。ウクライナのこうした反撃の原動力となっているのは、ウクライナ側の士気や作戦、戦術および戦略もさることながら、欧米からの各種の支援にあることは疑問の余地がないであろう。この支援には、政治的、経済的、人道的そして軍事的支援、さらには間接的にウクライナ支援につながる対ロシア制裁が含まれる。欧州連合（EU）に限らずウクライナ支援については、軍事支援に焦点が当てられることが多い。ウクライナの反撃の原動力が直接には欧米諸国から供給される軍事アセットにあることから、こうした関心は当然といえる。しかし筆者はEUの政治研究の視点から欧州によるウクライナ支援にアプローチしており、本稿においてEUがどのような支援（とりわけ政治的支援）を実施しているかを論じようとしている。

一般論として他国から侵略を受けた国にとって、国際的に政治的支援が得られるかどうかは、具体的な支援を受けることと並んで重要といえよう。なぜならば政治的支援が得られた場合、軍事的支援を含む各種の具体的支援が期待できるからである²。後述するようにウクライナの事例に関して、EUとしては、ウクライナとの間で共同開催される連合理事会におけるウクライナへの支持表明³、ウクライナ大統領とEU大統領ならびに欧州委員長によるウクライナ・EUサミットの開催とその場におけるウクライナへの支持表明⁴、特別欧州理事会の開催⁵、共同の安全保障コミットメン

ト⁶などがウクライナに対する主な政治的支援として挙げられる。EUはこのような支援を基盤としてウクライナに対する多様な支援とロシアに対する制裁を行っている⁷、ということができる。

本稿は、いわば政治的支援の視点からEUによるウクライナ支援を分析しようという意図である。なおEUのウクライナに対する政治的支援を主題とした先行研究は、本稿執筆の2024年9月の段階では見当たらないようであり、その意味でも本稿はEUによるウクライナ支援の様相を解明する一助として貢献することを目指している。

(2) 分析枠組み

ここでは前述した問題の所在を受けて、本稿における分析枠組みを設定する。本稿では、EUの対ウクライナ支援をウクライナへの支援および対ロシア制裁に区分する。ただしEUによる対ロシア制裁⁸については本稿では論考の対象とはせず、ウクライナへの支援のみを分析対象とする。ウクライナへの支援は政治的、財政的、人道的そして軍事的支援などに区分することができよう。本稿においては政治的支援を分析対象として取り上げ、その他の支援については稿を改める。

本稿で取り上げる政治的支援とは、何らかの物資や資金を供与するといった物理的支援ではなく、ロシアの政治的工作に対抗して国際的場や首脳会談などを通じて公にウクライナを支持し、あるいは安全保障上の枠組みを設定するなどの政治的行動をとることを指す。こうした政治的支援はいわばEUの対ウクライナ支援の象徴的行動といった意味合いを持ち、自らがウクライナ側に立っていることを国際社会に対して明確に打ち出す意義がある。

政治的支援は物理的・物質的支援ではないという点で、対ウクライナ支援として直接効果が少ないのではないかと疑問が呈せられよう。そもそもウクライナを助けようとの政治的決断があってはじめて経済的・軍事的支援が可能となる。この点で政治的支援はもっと注目されてよいであろう。本稿では政治的支援の具体的事例として、EUとウクライナによって共同開催される連合理事会（the association council）、ウクライナ大統領とEU大統領ならびに欧州委員長によるウクライナ・EUサミットと特別欧州理事会、そしてEUとウクライナによる共同の安全保障コミットメントを取り上げてそれらの概要を示すと共に考察する。いずれも今後EUがウクライナを支援する際に行動の指針となり得るものといえる。こうした分析対象の限定は、膨大な事象を扱うために、また紙面の都合といった点でも必要である。そればかりか、本稿で扱う時期（2022年9月から2024年6月まで）は第8回連合理事会など政治的支援を考察する上で重要な出来事があるという点でも限定されるべき理由があると考えられる。

II EU・ウクライナ連合理事会による政治的支援

(1) EU・ウクライナ連合理事会の概要

連合理事会とはEUとウクライナが対等な立場で共同開催する会合であり、2014年に初めて開

催され、それ以来、毎年開かれている⁹。連合理事会の設置には、2014年に起こったロシアによるクリミア半島の併合が背景としてあり¹⁰、当初からロシアの存在を意識するという側面を有していた¹¹。連合理事会は、議決機関というよりはEUとウクライナの両者の立場や主張を調整・確認する場として機能しており、EUの一機関たるEU理事会（いわゆる閣僚理事会）や欧州理事会とは別組織である¹²。

(2) 第8回連合理事会における政治的支援

2022年9月5日、EUのジョセップ・ボレル上級代表とウクライナのデニス・シュミハル首相が共同議長を務める第8回連合理事会が開かれた¹³。ロシアによるウクライナ侵攻開始後初となる連合理事会の開催であり、EUとウクライナ双方にとって重大な意味をもつ。連合理事会は「ウクライナに対する挑発的で正当化されないロシアの侵略戦争を可能な限り最も強い言葉で非難¹⁴」し、EUはウクライナに対する支援の継続を再確認した¹⁵。EUは「政治的、財政的、人道的、および必要な限りで軍事的支援を提供¹⁶」することをウクライナ側に確認した。

連合理事会ではEUによる対ウクライナ支援がウクライナ側から評価された。EUによって2022年9月はじめの時点ですでにEUの市民保護メカニズム（CPM）を通じて人道支援が約4億3千万ユーロ、欧州平和ファシリティ（EPF）の元で26億ユーロの支援を含む95億ユーロの財政支援が行われている。また将来の復興支援という点からは、EUとウクライナは相互の地域や地方自治体の間でパートナーシップを発展させる必要があるという点が連合理事会において強調された¹⁷。

また連合理事会は、ウクライナに対するロシアの侵攻において、人権侵害、残虐行為、戦争犯罪の責任者、加害者とその共犯者についてのロシアの責任が問われなければならないことを強調した¹⁸。ロシアの戦争犯罪は本稿の議論の対象外ではあるが、EUやウクライナではなく、連合理事会が主体となってこの問題が取り上げられている点は注目されよう¹⁹。なおEUはこの点に関して、国際刑事裁判所の検察官とウクライナの検事総長が集中して作業に当たるのを支援し、そのために必要な財政的かつ能力構築の支援を続けるとしている²⁰。

さらに連合理事会において、ウクライナにEU加盟候補国の地位を与えるとのヨーロッパ理事会の2022年6月23日の決定²¹が強調された。連合理事会は、ウクライナとその市民の将来がEUの中にあることを強調し、加盟の実現にはその申請に関わる条件、いわゆるコペンハーゲン基準（Copenhagen criteria）が完全に達成される必要があることを確認した²²。コペンハーゲン基準は、「民主主義が機能しているか」、「市場経済が機能しているか」、「EU法の体系に合致するよう国内の法制度が整備されているか」の三点から成り、それぞれ詳細な審査項目が設けられている²³。過去の新規加盟はいずれも加盟基準を満たすことによって実現しており、ウクライナに関して特例措置が取られないことが示されている。21世紀初頭、東欧諸国が大挙してEU加盟を目指した東方拡大（第5・6次拡大）に際して、明確な加盟基準の定式化（コペンハーゲン基準）が行われたが、その基準の達成は容易ではないとされている²⁴。この点を考慮するとウクライナのEU加盟が

近日中に実現する可能性は低いとみられる。またEU側の課題としては、ウクライナに限らず新たな加盟国を受け入れる能力があるかどうかという、いわゆるEUの吸収能力が問題とされよう²⁵。

EUへの加盟に際して、加盟候補国にはコペンハーゲン基準において法の支配（rule of law）の徹底が求められる。連合理事会では、腐敗防止、マネーロンダリング防止などの改革に関してウクライナがさらなる努力を払うことが促された²⁶。特に以前からウクライナで深刻な問題とされている汚職などの腐敗を防止する観点では、ウクライナのすべての法執行機関の活動が政治的なものにならないことが強調された²⁷。このように、加盟プロセスには加盟候補国の改革を支援する側面がある。

加盟手続きにおいて問われる人権に関して、連合理事会は、人権の共通の価値、すなわち民主主義、法の支配、男女平等、国際法の遵守、マイノリティに属する人々およびLGBTIの人々の権利を想起する²⁸。さらに人権に関しては、イスタンブール条約を批准するというウクライナの決定について、連合理事会は、すべての女性と少女を保護するための大きな前進であるとして評価した²⁹。こうした改革の努力はコペンハーゲン基準の達成評価において厳格に問われることとなり、ウクライナの加盟の成否に直接結びつくものとなる。このことは、コペンハーゲン基準を達成するための審査と膨大な作業が控えているものの、ウクライナがEU加盟に向けて一歩踏み出すことを意味する。

連合理事会ではサイバー攻撃が議題となり、サイバー戦およびサイバー攻撃についてEUがウクライナを支援することが確認された。すなわち、ロシアによる軍事侵攻に関連してウクライナに対するサイバー攻撃が増えていることに照らして、EUは、ハイブリッド戦およびサイバー攻撃の脅威への対抗、戦略的コミュニケーションへの継続的関与、偽情報を含む外国の情報操作および干渉への対抗についてウクライナと連帯することを再確認した³⁰。なおEUとウクライナはサイバー対話（cyber dialogue）と称される公式会合をすでに2021年6月3日に開催しており、連合理事会においてこの対話に代表されるような両者間の取り組みを今後も続けることが確認された³¹。なお第2回のサイバー対話（第2回からは、cybersecurity dialogueと称される）が、この連合理事会の後に開催されている³²。

また連合理事会において、ソリダリティーレーン（Solidarity Lanes）に関する支持が表明された³³。ウクライナは、ロシア（具体的にはロシア黒海艦隊）によって黒海とアゾフ海の港の使用が制約され続けている³⁴。しかしウクライナとしては農産物の輸出、さらに自国が必要とする物資等の輸入にはこうした港の使用ならびに航路の安全確保が必要であり、そのためにEUによって2022年5月に設置されたのがソリダリティーレーンであった³⁵。連合理事会では、このソリダリティーレーンの存在が改めて強調され、それがEUによって引き続き支持されることが国際的に示された。このように連合理事会はロシアの戦争犯罪の問題からウクライナへの各種の支援、ウクライナのEU加盟に際して問われる人権の問題、サイバー攻撃やソリダリティーレーンの争点に至るまで多様な支援の課題を提起し、総体としてウクライナへの政治的支援を示すものとなっているこ

とを指摘しておきたい。留意すべきはこの連合理事会において、戦車や戦闘機の供与といったハード面での軍事支援の問題はNATO等が扱うべきものとして除外されていることである。なお2024年3月20日には第9回の連合理事会が開催されたが³⁶、紙面の都合で本稿では割愛し別稿に譲る。なお第9回の連合理事会においても、上記の方針と支援策が継続強化されていることを確認しておきたい。

Ⅲ EU・ウクライナ的首脳会談および特別欧州理事会における対ウクライナ政治的支援

EU加盟国の政治指導者は、2022年12月15日、欧州理事会において今後のウクライナ支援策について具体的に協議し、ウクライナに対する政治的支援を改めて表明した³⁷。こうした協議の延長上に位置づけられるのがEU・ウクライナ的首脳サミットである。2023年2月3日、ミシェルEU大統領（欧州理事会常任議長）、フォンデアライエン欧州委員会委員長がウクライナの首都キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談を行った³⁸。この会談の中では、3首脳は、ウクライナのEU加盟への道のり、ロシアの軍事侵攻へのEUの対応、公正な平和、説明責任に関するウクライナのイニシアティブ、復興と救援についての協力、エネルギーとコネクティビティ分野における協力、グローバル食料安全保障に関する協議を行った³⁹。このサミットはEU側首脳によるキーウへの電撃訪問によって実現されたことに、EU側のウクライナ支援の姿勢が明確に示されている。協議内容に関して、緊急支援のみならず停戦後の復興にその範囲が及んでいることも注目すべきであろう。

さらに2023年2月9日、今度はゼレンスキー大統領がブリュッセルを訪問し、ミシェルEU大統領、フォンデアライエン欧州委員長と会談をおこなった。当日は特別欧州理事会が開かれ、ウクライナ支援が主として協議された⁴⁰。ミシェルEU大統領はゼレンスキー大統領とウクライナ国民へ向けて「平和、復興そして加盟への道のりは長く厳しいだろう。われわれはあなた方（ウクライナ）のため、道のりすべての段階でそこにいる」とのメッセージを発している⁴¹。EUとしては、改めてウクライナに対する政治的支援を示したのである。

特別欧州理事会では次の諸点が協議された。第一にロシアへの集団的圧力を増すための制限的措置である⁴²。

ここではロシアによるウクライナ侵攻からほぼ一年が経過した時点で、特別欧州理事会は、ロシアの行動への断固とした非難、ウクライナの独立、主権そして領土的一体性への確固とした支持、ウクライナに固有の自衛権が備わっていることを繰り返して述べる⁴³。制限的措置、すなわち対ロシア制裁という点では、すでにEUは9次にわたる制裁パッケージを実施しており、さらに石油製品の価格上限の設定をおこない、石油からの収入という点でもロシアに対して圧力を増している。

第二の点はロシアの加害責任という点であり、EUはこの点への強いコミットメントを繰り返している。特別欧州理事会では、ロシアに対して市民および民間インフラに対する無差別攻撃の中止

が求められ、戦争捕虜の扱いを含む国際人道法の完全な遵守が求められ、さらにロシアに強制連行されたとされるウクライナ人、とくに子供のウクライナへの安全な帰還が求められた⁴⁴。EUは、ウクライナ侵攻に関連して戦争犯罪および他の重大犯罪に責任を負うべき加害者と共犯者を拘束することに確固としてコミットし、この点でのウクライナや国際社会双方の努力を完全に支持している。そこには国際刑事裁判所の検察官による捜査も含まれる。EUの指導者たちは、ウクライナ侵攻に関わる戦争犯罪の告発に関して、ハーグの「ウクライナ侵略犯罪の起訴のための国際センター（ICPA）」の発展を支持するとしている。これに関連してウクライナはEUとの共同ステートメントにおいて特別法廷の設置を希望する旨を表明した⁴⁵。

第三に特別欧州理事会では、公正な平和と将来の復興をめぐるウクライナのイニシアティブが取り上げられた。具体的には、EUがウクライナの主権と領土保全の尊重に基づく公正な平和に向けたウクライナのイニシアティブを支援する旨が明らかにされた⁴⁶。EUはそのための平和フォーミュラ・サミットを支持し、幅広い参加を求めるために努力する旨も表明した⁴⁷。その上でEUは、パートナーと共にウクライナの復旧と復興を支援し続けることとなる⁴⁸。欧州理事会はとりわけ、寄付を行う国際団体、資金援助を行う団体の間の緊密な調整を目的とするドナー調整プラットフォームの運用化を歓迎する。欧州理事会はまた、EU法および国際法の定めるところに従って、制裁によって凍結されたロシアの資産を、ウクライナの再建支援や賠償の目的で活用することを検討している⁴⁹。

第四にウクライナのEU加盟プロセスについては、特別欧州理事会はウクライナに候補国の地位を与えるとの過去の決定を想起する⁵⁰。EUはウクライナとの間にすでに連合協定を締結しており、新規加盟の際には同じような手順が以前から採られてきたことを考慮すると、ウクライナのEU加盟へ向けたプロセスはすでに始められているといえる。ただしウクライナは国内における人権、とりわけマイノリティの権利について改革が求められており、さらに腐敗防止の取り組みも求められている⁵¹。ウクライナには民主主義の確立、機能する市場経済、国内法とEU法との整合性を図りアキ・コミュノテールを受け入れるとの加盟基準の達成という課題が待ち受けていることを指摘しておく⁵²。

このように特別欧州理事会を舞台としたウクライナへの政治的支援の表明は、具体的かつ個別の支援策へ言及しつつ、ロシアの戦争犯罪の追及にまで及ぶ広範囲なものとなり、国際社会におけるウクライナ支援の重要な一端を成しているといえることができる。

IV EUとウクライナの間の共同の安全保障コミットメント

2024年6月28日、欧州連合（EU）は、ブリュッセルで開かれた首脳会議において、ウクライナのゼレンスキー大統領との間で共同の安全保障コミットメント（Joint security commitments between the European Union and Ukraine）に署名した⁵³。このコミットメントはマスコミ報道

等ではしばしば安全保障協定と記されるが、公式には上記の通り共同の安全保障コミットメントと称される。本稿では、このコミットメントをEUによるウクライナ支援の一環としてとらえ、本章でその概要を示し、次章にて考察を行う。まずこのコミットメントの冒頭において、EUとウクライナは、民主主義、人権と基本的自由の尊重、法の支配といった両者に共通の価値、そして平和、安全保障、安定、繁栄への関心を共通して持つことが確認されている⁵⁴。またロシアのウクライナに対する侵略が国連憲章の明白な違反であり、EUの基本方針は、ウクライナの独立、主権、領土の一体性、ウクライナ固有の自衛権、そして包括的、公正かつ持続可能な平和の追求を改めて尊重し確認することが示されている⁵⁵。こうしたコミットメントの基盤となっているのは、一連の欧州理事会決議（2023年6月29-30日の決議⁵⁶、10月26-27日の決議⁵⁷、12月14-15日の決議⁵⁸）、そして2023年7月12日のウクライナ支援についてのG7による共同宣言⁵⁹である。その狙いは、EUがウクライナの防衛を手助けし、ロシアによる不安定化の試みを妨げ、将来のロシアの侵略行動を抑止することにある⁶⁰。またEUによる長期的かつ持続可能なウクライナ支援が想定され、その中には共通安全保障防衛政策（CSDP）を通じたミッションが含まれる⁶¹。

安全保障コミットメントは三部構成であり、その第一部において、安全保障と防衛に焦点が当てられる⁶²。EUは、ウクライナへ軍事装備を今後も供給し、ウクライナの軍事訓練と防衛改革を支援し、欧州とウクライナの防衛産業の間で協力を進める⁶³。またEUは、海外からの情報操作や干渉へウクライナが対応する際の支援、地雷除去、市民の安全保障に関わる支援、火砲や小型兵器等の転用の予防を行う⁶⁴。さらにEUは、エネルギー安全保障に関する支援、衛星画像などを含むインテリジェンス面での支援を行う⁶⁵。

第二部はより広範な安全保障コミットメントについてである⁶⁶。EUは、ウクライナのEU加盟に関連した改革への支援、ウクライナ平和フォーミュラ⁶⁷の重要な原則と目的に従う、国連憲章と国際法の原則に基づく包括的、公正かつ永続的平和についての最も広範囲な国際支援を築くための試み、ウクライナへの財政支援や復興支援、深化した包括的自由貿易地帯（the Deep and Comprehensive Free Trade Area:DCFTA）を含む、貿易の促進によるウクライナ経済への支援を行う⁶⁸。またEUは、ロシアによる侵略戦争から逃れてきた人々を保護し、ロシアの侵略戦争を遂行する能力を損なわせるための制限的措置（経済制裁を指す）を発動し、凍結されたロシアの固定資産をウクライナの支援のために活用できないか模索する⁶⁹。さらにEUとウクライナは、戦争犯罪について完全な説明責任が保証されるよう確固としてコミットし続ける。最後にEUは、ウクライナのレジリエンスと安全保障に貢献する地域協力を促進する⁷⁰。

第三部では、EUとウクライナ間の協議メカニズムが言及された。EUとウクライナの間では、首脳会合、閣僚会合、安全保障や防衛の争点についての年一回の対話といった既存の政治対話メカニズムを活用することが確認された⁷¹。またEUとウクライナ相互の合意によって特別な協議が開催されることが明記された⁷²。とくに将来の侵攻（ロシアによる再侵攻を指すと思われる）の際には、EUとウクライナどちらかの求めに応じて、ウクライナが必要とすることについて24時

間以内に協議することが合意された⁷³。いわば緊急会合の開催が明記されたのである。

V EUによるウクライナに対する政治的支援に関する考察

(1) EUとウクライナによる第8回連合理事会に関する考察

連合理事会に関しては、会議の開催そのものがウクライナに対するEU側の支持の姿勢をロシアおよび国際社会に示す役割を担っているといえる⁷⁴。すなわち連合理事会においてウクライナの政府首脳とともにEU加盟国の首脳が一堂に会すること自体、EUとしてウクライナを政治的に支援することに等しい。EUは連合理事会の会合を開催することによってウクライナへシンボリックな支持を提供することができる。ウクライナからすれば、連合理事会からの支持を通して国際社会における自らのプレゼンスと正統性を増す効果を期待できるのである⁷⁵。その会合においてウクライナへの各種の具体的支援が提案され、約束された。その範囲は前述したように政治的、財政的、人道、軍事支援といったように広範囲にわたり実質的支援をウクライナにもたらすことになる。サイバー攻撃への対策に関してもEUとウクライナとの間に協力関係が構築されつつあり、安全保障のサイバー面でもウクライナ支援が行われることが政治的に確約されている⁷⁶。ウクライナのEU加盟に関してはほぼ既定路線であることが連合理事会において確認され、そのことはウクライナの欧州回帰を意味し、ウクライナのEU加盟という点も政治的支援の側面をもつ。他方で加盟を見据えた注文がEUからウクライナに対して出されている。そのことは加盟条件たるコペンハーゲン基準を達成するという作業を通して、ウクライナ国内に改革を促し実行させるという政治的な働きかけの一面がある。戦火が続く中ではウクライナ国内の改革は本格的には着手できないであろうが、戦争終結後のウクライナを見据えた政治的支援の一環ということができる。他方で支援に関して、連合理事会は議決機関ではなく支援に関する合意を形成する場にすぎないことに留意すべきであろう。この点で、連合理事会で合意された支援策はその実行が必ずしも担保されていない。総じて、連合理事会の開催にはEUとウクライナの協議の場の制度化という意義があり、単に装備や資金の支援にとどまらず、ウクライナに対してEUによる政治的支援の側面を行おうとするEUの姿勢を見ることができよう。

(2) EU・ウクライナ的首脳会談および特別欧州理事会における対ウクライナ政治的支援に関する考察

国際危機における首脳外交の意義は改めて指摘するまでもないであろう。ウクライナ侵攻初期において、例えば当時のジョンソン英首相がキーウへの電撃訪問を行いゼレンスキー大統領との間で首脳外交を展開したことは、その後の西側諸国のウクライナ支援の端緒の一つとして重大な意味がある。EUに関してウクライナ支援の明確化という点で、ミシェルEU大統領とフォンデアライエン欧州委員会委員長が2023年2月3日にゼレンスキー大統領との間で首脳会談を行ったことは、シンボリックな意味をもつ。この会談はEU首脳のキーウ電撃訪問によるものであり、EU側によ

る積極的なウクライナ支持の表れということができる。こうした行動は、ウクライナ支援に関する国際連携の形成という点でも意義深いものがある⁷⁷。

両者の首脳会談は、その後、ゼレンスキー大統領によるブリュッセル訪問へと引き継がれ、さらに特別欧州理事会におけるウクライナ支援策の承認へと至る。EU・ウクライナ間の首脳外交が、EUによるウクライナ支持の表明のみならず、具体的な支援策の提示へ結びつけられたことを指摘しておきたい。特別欧州理事会における第一の支援項目はロシアへの制限的措置、すなわち経済制裁である⁷⁸。すでにEUはウクライナ侵攻開始時から対ロシア経済制裁を発動しており、その意味では新規性はとくにみられない。しかし対ロ制裁はEUによる対ロ対抗策の柱となる措置であり、制裁の継続には、EUによるウクライナ支持に揺るぎがないことをEU内外に示す意味がある。他方でウクライナ側からすると、対ロ制裁という間接的な形のウクライナ支援が今後も期待できることを示している。第二の支援項目は、ウクライナ侵攻におけるロシアの戦争犯罪等に関してである⁷⁹。このことは、人道と人権の侵害という点で、従来からロシアが主張するウクライナ侵攻の正当性（ウクライナのネオナチなど全体主義者を討伐し、ロシア系住民を人道上の理由から保護するとのロシア側の主張）を揺るがす意味がある。第三の支援項目は公正な平和に向けたウクライナのイニシアティブなどであり、ウクライナの主権と領土保全の尊重に基づくことが条件とされる⁸⁰。ここにはEUとウクライナが望むウクライナ和平が、どのような形でも良いわけではないことに留意すべきであろう。第四の支援項目は将来的なEU加盟に関して、ウクライナに候補国の地位を与える点である⁸¹。すでにEUとウクライナとの間では連合協定が締結されており、加盟プロセスが進展しつつあるとみることができる。このように欧州理事会を舞台としたウクライナへの政治的支持の表明は、具体的かつ個別の支援策へ言及しつつ、ロシアの戦争犯罪の追及にまで及ぶ広範囲なものとなっている。2023年に実現したEU・ウクライナの首脳会談および特別欧州理事会は、国際社会におけるウクライナ支持の重要な一端を成しているということができよう。

(3) 欧州連合とウクライナの間での安全保障コミットメントに関する考察

このコミットメントはEUおよびG7の以前の決議に立脚し、従来のウクライナ支援の方針に則ったものといえる。EUとウクライナは民主主義、人権、法の支配などの基本的価値、また平和、安全保障、安定、繁栄などの関心を共有し、この点はEUがウクライナを政治的に支援する際の基盤となる⁸²。

その第一部では、政治的支援という観点から、軍事装備の供給、ウクライナ軍の訓練や防衛面の改革の支援、欧州とウクライナの防衛産業の間での協力など軍事的支援の具体的側面が強調されている⁸³。すでに欧州諸国からウクライナへ装備の提供が行われているが、そうした装備がウクライナ国内で生産・供給できるようになれば、ウクライナの継戦能力を向上させるという点で大きな意味がある。また外国による情報の操作や干渉への対応、あるいはEU加盟国側からの情報や衛星画像の提供などのインテリジェンス面の支援、地雷除去という点に政治的支援の側面がみられる。ま

たエネルギー安全保障という政治色の強い問題に言及されている点にも政治的支援としての同コミットメントの性格が見られる。またイミント（image intelligence）を含めたインテリジェンスの側面は現代の紛争の帰趨を決定づける要素であり、欧州側の支援がいつそう踏み込んだ段階に入りつつある証ともいえる。

第二部について、政治的支援という観点から、ウクライナの改革への支援が冒頭に挙げられている点を指摘しておきたい⁸⁴。EU加盟を目指すウクライナにとって加盟基準を満たすための改革は必須となる。その基準はいわゆるコペンハーゲン基準として明確化されており、新規加盟国はいずれもその洗礼を受けてきた。加盟を目指す国にとっては加盟基準を満たすための国内改革の好機ともなり、ウクライナとっても、間違いなくウクライナ戦争終結後ということになるが国内の大掛かりな改革の契機になると考えられる。このことは、国内改革の支援という点で政治的支援としての側面をもつ。第二部のその他の点については、以前から行われてきたウクライナ支援の項目が今後も継続・強化されることが示され、今後の支援が基本的には過去の支援策等の延長上想定される点に意義がある。

第三部は協議メカニズムの常設化が主題であり、すでにEUとウクライナ間で首脳会合や閣僚会合が常態化されている⁸⁵。こうした既存の対話ツールが常設化されることは、緊急協議の設定と並んでEUによる政治的支援をいわば制度化する意義がある。緊急協議はEUとウクライナどちらからでも開催要請をすることができ、また24時間以内に開かれることになっている点は危機発生時においてもEUによる政治的支援の場が確保されることを意味する。このことは、とりわけウクライナにとって、EUから政治的支援が得られ、その後に各種の支援が期待できるという点で重要である。

VI おわりに

最後に本稿の総括および今後の研究上の課題を示すことで論考を締め括ることとしたい。Ⅱで取り上げたEU・ウクライナ連合理事会にはEUとウクライナを連帯させる役割があり、それによって第8回の連合理事会においてさらなるウクライナ支援が提示された。Ⅱに関する今後の課題として、連合理事会設立に関わる経緯、ならびに第1～7回の連合理事会の成果、EU・ウクライナ関係へのインパクトについての論考が必要となろう。

ⅢではEU・ウクライナ的首脳会談、ならびにその会談における対ウクライナ支援を取り上げた。2014年以来、8回にわたる連合理事会の積み重ねが、危機における両者の首脳会談を実現させたといえる。こうした首脳外交において、両者の会談が開かれること自体にEUのウクライナ支援のメッセージが込められることになろう。Ⅲに関する今後の課題として、その後の首脳会談をフォローすることが必要となろう。

ⅣではEUとウクライナの間の共同の安全保障コミットメントを取り上げた。こうしたコミットメントは従来のEUとウクライナの関係をさらに踏み込んだものにすると考えられ、いわば究極の

政治的支援が表明されたといえる。またこのコミットメントは、EU・ウクライナ連合理事会、さらに両者の首脳外交の一つの帰結として考え得る。このコミットメントが今後の戦局、ひいては欧州全体の安全保障にいかなるインパクトをもたらすか不明であり、この点を解明することは今後の研究課題となる。

また本稿では紙面の都合上、EUによる軍事支援を取り上げることができず、この点は今後の課題としたい。この場合の軍事支援には注意が必要となる。EUは戦車や戦闘機といった主要装備の提供、軍事顧問団や戦闘部隊の派遣などの軍事支援を行っていない。こうした支援は加盟国それぞれの独自の判断と負担によって行われている。EUによる軍事支援はウクライナ軍への資金提供等の支援が中心となる。この支援は資金提供という形をとり、一般的な財政支援とは別に軍事部門へ資金が提供される。そうした支援を行わなかったEUとしては一つの転換点ということができる。したがってその支援の詳細な内容を明らかにし、またその支援が従来からの政治的支援などどのような関連性を持つかを問うことは今後の課題である。最終的には、EUの支援がウクライナの行動にどのようなインパクトを及ぼし、ウクライナの行動を変えたのか。また変えたとすれば、どのように変えたのか問われることになる。

¹ ウクライナ戦争の開戦初頭の分析として次を参照。増田雅之（編著）（2022）『ウクライナ戦争の衝撃』インターブックス。とくに、25-50頁。

² 同盟の形成から軍事的関与および大規模派兵へと至る流れは第二次世界大戦における同盟としての連合国の事例に典型的にみることができる。

³ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) , *Joint press release following the 8th Association Council meeting between the EU and Ukraine*, https://www.eeas.europa.eu/delegations/ukraine/joint-press-release-following-8th-association-council-meeting-between-eu-and_en?s=232, (2024/11/1 最終アクセス) .

⁴ The European Council, (3rd February 2023) , *EU-Ukraine summit*, <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-summit/2023/02/03/> (2023/3/20 最終アクセス) .

⁵ The European Council, (9th February 2023) , *Special European Council*, <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2023/02/09/> (2023/3/20 最終アクセス) .

⁶ The European Council, (28th June 2023) , *Joint security commitments between the European Union and Ukraine*, p.1-12, <https://www.consilium.europa.eu/media/oredhmis/eu-ukraine-security-commitments-en.pdf> (2024/8/20 最終アクセス) .

⁷ 経済制裁に関する邦語先行研究を二点あげておく。経済制裁に関しては今後いつその研究が待たれるところである。大八木時広（2023年）「ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する欧州連合（EU）の制限的措置一七つのパッケージを中心に―」『危機管理學紀要』、第7号、62-75頁。大八木時広（2024年）「ロシアに対する欧州連合（EU）の制裁の展開―第8および第9パッケージを中心に―」『危機管理學紀要』、第8号、66-79頁。

⁸ 大八木（2023年）。大八木（2024年）

⁹ 初回の連合理事会については次を参照。Council of the European Union, (15th December 2014) ,

¹⁰ Council of the European Union, (15th December 2014) , *Joint Press Release following the first*

Association Council meeting between the European Union and Ukraine, https://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/146300.pdf (2023/4/30最終アクセス) . EUとウクライナは、ロシアによるクリミアの違法な併合を非難するとともに、ロシアから送り込まれた違法な軍隊、傭兵、武器、軍事装備の継続的な存在と侵入を認めないとの立場を示している。

¹¹ Council of the European Union, (15th December 2014) .

¹² なお連合理事会は、EUの側からするとEU理事会のヴァリエーションの一つと考えられるため、出席者は欧州委員会の委員および加盟国の閣僚ということになる。EUおよびその加盟国とウクライナの双方の最高首脳が出席する会合は別にEUとウクライナ首脳会談の場が用意されている。

¹³ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁴ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁵ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁶ ボレル上級代表による声明については次を参照のこと。

<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-ministerial-meetings/2022/09/05/> (2023/3/17最終アクセス) .

¹⁷ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁸ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁹ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²⁰ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²¹ The European Council, (23rd June 2022) , *European Council conclusions on Ukraine, the membership applications of Ukraine, the Republic of Moldova and Georgia, Western Balkans and external relations*,

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/06/23/european-council-conclusions-on-ukraine-the-membership-applications-of-ukraine-the-republic-of-moldova-and-georgia-western-balkans-and-external-relations-23-june-2022/> (2022/12/26最終アクセス) . ここでいう決定 (Decision) とは、一般名詞の決定 (decision) とは異なり、加盟国を拘束する力を有する。

²² The European Council, (23rd June 2022) . コペンハーゲン基準の原文については次を参照。European Commission, (1993) , *European Council in Copenhagen 21-22 June 1993-Conclisions of Presidency*, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/DOC_93_3 (2024/9/4最終アクセス) .

²³ コペンハーゲン基準の詳細については次を参照のこと。鷲江義勝編著 (2020) 『EU 欧州統合の現在 (第4版)』創元社、259-260頁。またコペンハーゲン基準の欧州国際政治における文脈については次を参照のこと。羽場久美子 (2006) 「ヨーロッパの拡大 — グローバリズムとナショナリズムの相克」1-28頁、(羽場久美子、小森田秋夫、田中素香 (2006) 『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店) 所収。

²⁴ 東欧にとってのコペンハーゲン基準の意義について次を参照。入稻福智 (2004) 「EU拡大とヨーロッパの再構築」『平成国際大学研究所論集』、vol.4、59-68頁。

²⁵ EUの吸収能力については次を参照。庄司克宏 (2007) 『欧州連合一統合論理とゆくえ』、岩波書店、45-46頁。吸収能力という用語は、EUが加盟国の増加にどこまで対応できるかを示しており、言い換えるならばEUの拡大の限界がどこにあるかが示されている。

²⁶ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²⁷ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²⁸ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) . LGBTQという表記が一般的だが、ここでは連合理事会に関するEU公文書の表記をそのまま用いている。

²⁹ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) . イスタンブール条約については次を参照。なお同条約の正式名称は「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」である。森 秀勲 (2020年) 「欧州評議会イスタンブール条約— DV及び女性に対する暴力への対応 —」『立法と調査』、No. 425、28-41頁。

³⁰ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

³¹ 第1回のサイバー対話については次を参照のこと。

- The European Union, (3rd June 2021) , *Cyberspace: EU and Ukraine launch dialogue on cyber security*,
https://www.eeas.europa.eu/eeas/cyberspace-eu-and-ukraine-launch-dialogue-cyber-security_en
(2023/3/20最終アクセス) .
- ³² 第2回のサイバー対話については次を参照のこと。The European Union EEAS Press Team, *Ukraine and EU held the second round of the UA-EU Cybersecurity Dialogue*, (29th September 2022) ,
https://www.eeas.europa.eu/eeas/ukraine-and-eu-held-second-round-ua-eu-cybersecurity-dialogue_en
(2023/3/20最終アクセス) .
- ³³ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .
- ³⁴ ロシア黒海艦隊は旗艦である巡洋艦モスクワや揚陸艦などがウクライナ側によって撃沈されるなど、開戦当初の圧倒的優勢を失いつつあることを付記しておく。
- ³⁵ ソリダリティレーンについては次を参照のこと。
The European Union Directorate-General for Mobility and Transport (12th May 2022) , *European Commission to establish Solidarity Lanes to help Ukraine export agricultural goods*,
https://transport.ec.europa.eu/news/european-commission-establish-solidarity-lanes-help-ukraine-export-agricultural-goods-2022-05-12_en (2023/3/20最終アクセス) .
- ³⁶ Council of the EU (20th March 2024) , *9th Association Council meeting between the EU and Ukraine* (press releases) ,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/20/joint-press-release-following-the-9th-association-council-meeting-between-the-eu-and-ukraine/> (2024/9/3最終アクセス) .
- ³⁷ The European Council, (15th December 2022) , *European Council conclusions 15 December 2022* ,
<https://www.consilium.europa.eu/media/60872/2022-12-15-euco-conclusions-en.pdf> (2023/3/20最終アクセス) .
- ³⁸ The European Council, (3rd February 2023) .
- ³⁹ The European Council, (3rd February 2023) , *Joint statement following the 24th EU-Ukraine Summit*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/03/joint-statement-following-the-24th-eu-ukraine-summit/> (2023/3/20最終アクセス) .
- ⁴⁰ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴¹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴² The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴³ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴⁴ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴⁵ The European Council, (3rd February 2023) , *Joint statement following the 24th EU-Ukraine Summit*.
- ⁴⁶ The European Council, (3rd February 2023) .
- ⁴⁷ The European Council, (3rd February 2023) .
- ⁴⁸ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴⁹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁵⁰ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁵¹ これらの改革は一種の民主化の深化の取り組みといえる。いずれもEU加盟には不可欠の改革とされる。羽場 (2006年)、1-28頁。
- ⁵² コペンハーゲン基準は、民主体制の確立、市場経済の確立、そしてアキ・コミュノテールの受け入れという三条件を満たすことである。鷲江 (2020年)、259-260頁。
- ⁵³ The European Council, (28th June 2023) .
- ⁵⁴ The European Council, (28th June 2023) , p.1.
- ⁵⁵ The European Council, (28th June 2023) , p.1.

- ⁵⁶ European Council conclusion, (30th June 2023) ,
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7-2023-INIT/en/pdf> (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁵⁷ European Council conclusion, (27th October 2023) ,
<https://www.consilium.europa.eu/media/67627/20241027-european-council-conclusions.pdf>
 (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁵⁸ European Council conclusion, (15th December 2023) ,
<https://www.consilium.europa.eu/media/68967/europeancouncilconclusions-14-15-12-2023-en.pdf>
 (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁵⁹ G7 (12 July 2023) Joint declaration of support for Ukraine,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/07/12/g7-joint-declaration-of-support-for-ukraine/pdf/> (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁶⁰ The European Council, (28th June 2023) , p.1.
- ⁶¹ The European Council, (28th June 2023) , p.2.
- ⁶² The European Council, (28th June 2023) , p.3-8.
- ⁶³ The European Council, (28th June 2023) , p.3-5.
- ⁶⁴ The European Council, (28th June 2023) , p. 5-6.
- ⁶⁵ The European Council, (28th June 2023) , p. 7. ここではイミントの支援が想定されているようである。
- ⁶⁶ The European Council, (28th June 2023) , p.7-p.11.
- ⁶⁷ The European Council, (28th June 2023) , p.8.
- ⁶⁸ The European Council, (28th June 2023) , p.8. 深化した包括的自由貿易地帯とは、外務省の説明によれば、DCFTAはEUの連合協定の一部として、関税障壁撤廃というFTA本来の課題に加えて、双方間の貿易活動にEUのルールを浸透させてヒト・モノ・カネの動きを活発化させようとするものとされる。外務省HPの次の項目を参照。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000540.html (2024/8/20 アクセス) .
- ⁶⁹ The European Council, (28th June 2023) , p.9.
- ⁷⁰ The European Council, (28th June 2023) , p.10.
- ⁷¹ The European Council, (28th June 2023) , p.11.
- ⁷² The European Council, (28th June 2023) , p.11.
- ⁷³ The European Council, (28th June 2023) , p.11.
- ⁷⁴ この点については、EUの主な加盟国がG7メンバーと一部重複し、EUがG7と歩調を合わせて行動していることからいえる。
- ⁷⁵ これに対してロシアも国際社会における自らのプレゼンスと行動の正統性を確立する必要性に迫られており、中国、インドそしてグローバルサウスの国々への接近を図っている。
- ⁷⁶ The European Council, (9th September 2022) .
- ⁷⁷ 制裁の国際連携について次を参照。高山嘉顕（2022）「対露輸出管理等の国際連携」『国際問題研究所戦略コメント』、2022-7。
- ⁷⁸ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁷⁹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁸⁰ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁸¹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁸² The European Council, (28th June 2023) .
- ⁸³ The European Council, (28th June 2023) .
- ⁸⁴ The European Council, (28th June 2023) .
- ⁸⁵ The European Council, (28th June 2023) .